

大阪モノレール株式会社 常務取締役運輸部長候補者の公募について

大阪モノレール株式会社では、2021年6月開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了となる常務取締役運輸部長の後任の候補者を選考するため、下記のとおり公募を行います。

記

- 趣 旨 : 当社の設立趣旨である公共目的の達成と会社の安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力をもち、リーダーシップを発揮できる人物として、優れた人材を幅広く募集する。
- 募集内容 : 常務取締役運輸部長候補者 1名
- 任 期 : 2021年6月定時株主総会～2023年6月定時株主総会
- 受付期間 : 2020年12月11日(金)から2021年1月12日(火)まで
- 申込方法 : 「大阪モノレール株式会社 常務取締役運輸部長候補者 公募実施要領」参照のこと。

【ニュースリリース配布先】

大阪府政記者会・青灯クラブ

【お問い合わせ】総務部総務課 檜原・織田

TEL : 06-6319-9961 FAX : 06-6875-6302

大阪モノレール株式会社

常務取締役運輸部長候補者 公募実施要領

1 趣旨

大阪モノレール株式会社の設立趣旨である公共目的の達成と会社の安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力をもち、リーダーシップを発揮できる人物として、優れた人材を幅広く募集する。

2 募集内容

常務取締役運輸部長候補者 1 名を募集する。
職務内容は、別添「職務内容書」を参照。

3 応募資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 2021 年 6 月（予定）の定時株主総会から勤務できる者
- (2) 会社法第 331 条第 1 項に該当しない者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (4) 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者
- (5) 企業等において管理職などマネジメント業務の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者
- (6) 鉄道事業法第 6 条に定める欠格事由に該当しない者（添付資料-1）
- (7) 鉄道事業法施行規則第 36 条の 4 第 1 号及び第 3 号に定める「安全統括管理者」の要件を満たす者（添付資料-2）

4 申込方法等

(1) 申込書等の配布

- ・申込書等は、2020 年 12 月 11 日（金）から、大阪モノレール株式会社総務部総務課において配布する。
- ・直接配布を希望する場合、月曜日から金曜日まで（土日祝日・年末年始を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間に、大阪モノレール株式会社総務部総務課に本社すること。
- ・郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、120 円分の切手を貼った角型 2 号封筒（縦 33cm×横 24cm）を同封して、大阪モノレール株式会社総務

部総務課あて申し込むこと。

- ・この実施要領（申込書等を含む）は、大阪モノレール株式会社のホームページからダウンロードすることができる。

（2）申込方法

- ・応募希望者は、次の書類を大阪モノレール株式会社総務部総務課まで持参または郵送で提出すること。（書留郵便に限る）なお、提出された書類は返却しない。
- ・応募申込書（別紙様式）
 - ① 氏名を自署の上、押印すること
 - ② 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3.2cm）を貼付すること
 - ③ 学歴は高等学校終了時から年代順に記入すること
 - ④ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること
- ・自己アピール文（参考様式参照、A4縦長、横書き）

応募の動機を含め、これまでの経歴、実績等を踏まえて、当社にどのような貢献ができるかを2000字以内で作成すること。

参考様式を用いるほか、パーソナル・コンピューター等により作成し、又は原稿用紙を使用してもよい。
- ・返信用封筒（長形3号定形 12cm×23.5cm）

あて先及び氏名を明記し、84円切手を貼付したもの。（書類選考の結果通知に使用する）※提出書類は、日本語で記載すること

（3）受付期間

- ・受付期間は、2020年12月11日（金）から2021年1月12日（火）まで。
- ・持参の場合は、大阪モノレール株式会社総務部総務課まで直接持参のこと。受付時間は、月曜日から金曜日まで（土日祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時まで。
- ・郵送の場合は、2021年1月12日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、封筒の表に「常務取締役運輸部長応募」と朱書すること。

5 選考方法等

（1）第1次選考

- ・応募申込書及び自己アピール文による書類審査により選考を行う。

（2）第2次選考

- ・面接審査により選考を行う。
- ・面接審査は、2021年2月初旬頃に行う予定。
（面接に必要な交通費については各自負担）

- ・ 詳細な日程、場所等は面接審査対象者に文書で通知する。
- (3) 選考委員会の選考を踏まえ、当社取締役会で、常務取締役運輸部長候補者として決定する。(選考の結果、適格者がいない場合、「合格者なし」とする)
- (4) 当社株主総会において取締役に、その後の取締役会において常務取締役に選定する。※常務取締役就任時に運輸部長に任命する
- (5) 選考結果については、文書により通知する。

6 任期、報酬等

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 任 期 2021年6月の株主総会から2023年6月の株主総会終結の時まで。
※定款上の任期は2年
- (3) 勤 務 地 本社事務所(吹田市千里万博公園1-8)
- (4) 報 酬 年間報酬額は「大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領」に定める報酬基準を基本とする。
参考：常務取締役 760万円
※賞与・退職金は支給しない
※報酬は「大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例」(平成18年3月28日大阪府条例第71号)に基づく経営評価の結果により増減する場合がある
- (5) そ の 他 交通費は別途支給する。

7 関連情報

大阪モノレール株式会社の関連資料はホームページに掲載している。自由に閲覧又はダウンロードされたい。

URL <http://www.osaka-monorail.co.jp/>

8 個人情報の取扱い

応募書類等送付された個人情報は、採用及び採用後の人事管理に関してのみに利用し、採用選考終了後、当社において速やかに廃棄する。

なお、1次選考合格者は、安全統括管理者として必要な職務経歴等を当社から前勤務先等へ照会するので、別添の同意書を提出すること。

9 問合せ・応募申込先

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1-8

大阪モノレール株式会社 総務部総務課

電 話 (代表) 06-6319-9961 F A X 06-6875-6302

常務取締役運輸部長 職務内容書

【主な職務】

常務取締役として、社長を補佐し、以下の業務を行う。

- ・鉄道事業法に定める当社の「安全統括管理者」に就任し、輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
- ・安全・安定的な運行を維持するため、運輸部、技術部、安全推進室及び南伸事業室を所掌するとともに、運輸部長として所管業務を処理する。

具体的には、

- ・重要な経営方針の立案に参画し、所掌する組織・業務を統括管理する。
- ・当社の「安全管理規程」に基づき、安全統括管理者として
 - ①輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - ②輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
 - ③輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項を統括管理する。
- ・運輸部長として、運行に関する問題が発生した場合は、責任者として指揮命令を行う。
- ・会社及び会社を取り巻く関係機関等（大阪府をはじめとする株主、取引先等）の状況を把握しながら、会社の直面する課題に取り組む。

【その他の役割】

- ・大阪モノレールサービス株式会社の取締役役に就任する。

具体的には、

- ・大阪モノレールサービス株式会社の社長を補佐し、社長に事故ある場合の、第2順位として代行を行う。
- ・会議等に出席し、大阪モノレール株式会社から就任している取締役として、大阪モノレールサービス株式会社の業務運営に対し、モノレール安全運行面や顧客サービスの充実、収益力及び組織体制の強化等について意見を述べる。

【業務遂行上の留意事項】

モノレールは、府が管理する桁、支柱、駅舎等のインフラ部と、会社が管理する車両や電気・通信設備等のインフラ外部により運行されており、安全統括管理者の責務を果たすためには、モノレールに関する事項のみならず、道路の整備・保全の責任者としての業務経験や知識が重要。

また、日常的な維持、補修や、中長期的な老朽化対策や施設更新等について、会社と府が緊密に連携して取り組むことが必要であり、許認可等を含め府や関係機関との調整を円滑に行う必要がある。

添付資料-1

鉄道事業法 抜粋

(欠格事由)

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 鉄道事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
- 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

鉄道事業法施行規則 抜粋

(安全統括管理者の要件)

第三十六条の四 法第十八条の三第二項第四号の国土交通省令で定める安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して十年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 当該鉄道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。
- 三 法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者でないこと。

鉄道事業法 抜粋

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。）に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
- 五 運転管理者（鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者（第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者）を選任しなければならない。

5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

鉄道事業法施行規則における「業務」と「経験年数」について

鉄道事業法施行規則第 36 条の 4 第 1 号の規定（軌道において準用する場合を含む。）における「業務」とは、鉄道事業者（軌道において規則第 36 条の 4 第 1 号の規定を準用する場合においては、軌道経営者）におけるものであって以下のとおりとする。

- ①土木施設、電気施設、車両の設計、施工・製作・改造及び管理
- ②次に掲げる業務
 - a.列車の運行計画の設定及び変更に関する業務
 - b.乗務員の運用計画に関する業務
 - c.車両の運用計画に関する業務
 - d.乗務員の資質の維持に関する業務
 - e.以下に掲げる運行に関する業務
 - イ.列車等の操縦に関する業務
 - ロ.鉄道信号の取扱いに関する業務
 - ハ.運行の指令に関する業務
- ③上記①及び②の内容を含む設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務
- ④上記①～③に類する業務

また、第 36 条の 4 第 1 号の規定（軌道において準用する場合を含む。）における「同等以上の能力」と認められる者は、以下に示す業務の経験の期間が通算して 10 年以上である者とする。

- ⑤鉄道事業者における①～④に示す業務の経験
- ⑥軌道経営者における①～④に示す業務の経験
- ⑦鉄軌道事業者以外の企業、試験研究機関、公的機関における①～④に示す業務（鉄軌道に関連するものに限る。）の経験
- ⑧国外における上記⑤～⑦と同様の業務の経験

免許・資格	
年 月	

私は、常務取締役運輸部長候補者に応募します。

なお、私は、実施要領に掲げてある応募資格をすべて満たしており、この申込書の記載事項は、
事実に相違ありません。

年 月 日

氏名（自署） _____ 印

(注) 用紙の大きさはA4縦長とする。

自己アピール文

【例】応募の動機を含め、経営能力が優れているなど、自分の経歴、実績等を交えながらアピールしてください。

(注) 用紙の大きさはA4縦長とする。

年 月 日

同意書

大阪モノレール株式会社
代表取締役社長 井出 仁雄様

私は、貴社の安全統括管理者として必要な前勤務先等での職務経歴等を、貴社から前勤務先等へ照会することに同意します。

住所 _____

名前 _____